



仙台市における災害時の相互協力に関する協定

一般社団法人仙台建設業協会（以下「甲」という。）、宮城県解体工事業協同組合（以下「乙」という。）及び宮城県産業廃棄物協会仙台支部（以下「丙」という。）は、仙台市における災害時の相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、仙台市において大規模災害が発生した時に、甲、乙及び丙が相互に協力して仙台市の復旧・復興事業に貢献し、市民の安全・安心を確保することを目的とする。

（協力の呼びかけ）

第2条 大規模災害が発生し、仙台市等行政当局より甲、乙又は丙に活動要請があった場合は、互いに協力を呼びかけることが出来るものとする。

（協力の内容）

第3条 仙台市等行政当局からの要請による救助活動・人命捜索、道路啓開、がれき処理、家屋解体及び廃棄物の分別・処理等に関する活動は以下のとおりとする。

- 一 行政当局からの要請内容の情報交換
- 二 資機材等の過不足等に関する情報交換及び資器材の融通
- 三 軽油・ガソリン等燃料に関する情報交換及び相互融通
- 四 その他相互に必要なと認める事項

（定期的情報交換）

第4条 協定の目的が達成できるよう、甲、乙及び丙は定期的に情報交換等を行うものとする。また、その場合には仙台市等行政機関や学識経験者にも出席を求め、意見を聞くことが出来るものとする。

（連絡体制）

第5条 甲、乙及び丙は、この協定に定める事項の確実な実施を期するため、それぞれ連絡責任者を置く。

2 連絡責任者は、甲においては一般社団法人仙台建設業協会専務理事、乙においては宮城県解体工事業協同組合監事、丙においては宮城県産業廃棄物協会仙台支部事務局長をもって充てる。

(協議)

第6条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、別途協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成27年 9月 3日

甲 一般社団法人 仙台建設業協会

会 長

河合正広



乙 宮城県解体工事業協同組合

理 事 長

飯藤正之



丙 宮城県産業廃棄物協会仙台支部

支 部 長

鈴木昇

